

日本共産党の斉藤由美子です。通告に沿って、分割で質問いたします。

## 1. 消費税について(2点)

新型コロナ危機やロシアの侵略戦争に物価高騰が止まりません。日本においては、日銀総裁が

大規模な金融緩和政策を続けると繰り返したことで、いっそう円安が進み、輸入物価の上昇に拍車をかけています。アベノミクスの継承で日本経済は先が見えない苦境に陥っています。

日本共産党の大門みきし議員は、総務省の家計調査をもとに物価高騰による生活への影響は、低所得世帯ほど家計に大きく影響し、消費税の負担も重くなっていることを示し、年収200万円以下の層では物価高騰の影響は4.3%増となり、消費税5%増税と同等の家計負担増になっていると告発し「逆進性のある消費税を今こそ減税すべき」だと求めました。日本共産党は、消費税減税とインボイス（適格請求書）制度の廃止を求める法案を、衆議院、参議院ともに提出しております。

令和3年12月付、内閣府の「子供の生活状況調査の分析」では、子育て世帯4世帯のうち1世帯が「生活が『苦しい』『大変苦しい』と回答し、ひとり親世帯では50.2%が貧困ライン以下、貧困世帯の約4割は、「過去1年間に食料が買えなかった経験がある」と答えています。

消費税・付加価値税の減税に踏み出した国や地域が、ロシアのウクライナ侵略後も増え続けており、現在89にものぼります。もはや減税は世界の流れであり、日本でできないはずはありません。

これまで、消費税の税収分は法人税減税の穴埋めに使われてきたにもかかわらず、政府は社会保障を口実にしています。しかし、それは事実と反しています。もはや中小業者も国民もギリギリの状況です。そこで質問致します。

**①物価高騰で国民や事業者からは悲鳴が上がっています。この声をどう受け止めるかも含め、消費税5%への減税について、見解を求めます。**

こうした深刻な状況の中で、来年10月から実施が予定されているインボイス制度は、直近のデータで申し上げますと、発行対象事業者は1,100万超と推計され、シルバー人材センターや学校給食協会などにも深刻な影響を与えます。日本共産党の国会質問で、シルバー人材センターの会員がインボイスを発行しない場合、全国のセンターが負担する消費税額は、1センター当たり1,500万円、全国で200億円も負担増になることが明らかになりました。

財務省はインボイス制度の実施で、税率を上げなくても2,480億円もの増収になると試算しており、これは本来、消費税の支払いが免除される事業者からしぼり取る政策です。

都町の飲食業の皆さんは口々に「客足は戻っていない」と悲鳴を上げています。また、「資材が入らず仕事にならない」「仕入れ値や燃料費が上がって赤字になる」という建設業や個

人タクシー、「仕事の日数が減ると収入が激減する」というひとり親方の若者など、売り上げが1千万円以下になり、本来ならば消費税の納税が免除されるはずの事業者が、インボイス制度の導入で課税業者に引き戻されれば、コロナ危機の地域経済をさらに深刻な状態に陥らせることとなります。中小業者やフリーランスに、「取引排除」「値引き」「課税業者になって納税」、このいずれかを迫るインボイス制度は、暮らしと営業を破壊します。そこでお聞きします。

**②インボイス制度の実施中止を国に求めるべきです。見解を求めます。**

## 2. 立地大企業について(2点)

大分臨海工業地帯は住宅地帯に隣接しており、周辺住民の日常生活はコンビナートの危険とも隣り合わせということになります。我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備され、今後の急速な老朽化が問題となっていますが、企業の設備にも同様の懸念が広がっています。近年は設備の老朽化に加え、地震や津波などの自然災害による事故も現実味が増しています。

工場地帯における甚大な事故については、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて対応されることになっています。そこで質問します。

**①コンビナートなどの事故に際しては、状況に応じた適切な判断が迅速に行われることが大前提ですが、一般的に大規模事業所で事故が発生した場合、市として主にどのような対応をするかお聞かせください。**

2022年4月9日午前9時35分ごろ、大分市西ノ洲の日本製鉄の工場から赤褐色の煙が広がり、近くの住人が110番する事故が発生しました。事故当時、私は舞鶴校区にある党事務所におりましたが、地域の方々から問い合わせが入り、県議が大分市に危険がないことを確認して、住民にお伝えするという経緯もありました。

事故直後はSNS上でも、「ピンクの煙が上がっている」「爆発したのか」「異常なものではないのか」「火事らしい」「大丈夫か」など、不安の声があがっていました。異常な光景に不安が広がるのも無理はありません。事故の詳細については、後日、本市職員から、「構内で鉄の精製作業中に溶かした高温の鉄が漏れ出たことで煙が上がった」との説明を受けました。幸いけが人などもなく、結果としては周辺世帯に被害が及ぶ事故ではありませんでしたが、事故後数日間は、「ピンクの煙」について聞かれる機会が度々ありました。城東地区にお住まいの方からは、「なぜ企業は地域住民に対して、事故の詳細を報告しないのか」という厳しい批判の声も寄せられました。迅速な報告と、丁寧な説明は確かに必要なはずですが、それが十分果たされているとは思えません。そこで、お聞きいたします。

**②コンビナートなど事業所で発生した事故に対し、周辺住民への報告や説明など、立地大企業が果たすべき社会的責任について、見解をお聞かせください。**

### 3. 子どもへの虐待・性被害について(2点)

本年4月、大分市内の認定こども園で、園児に対し不適切な言動があり、市が行政指導を行っていたことがニュースで取り上げられました。この報道後、議員にも具体的な説明があり、2021年に市内の子ども園において、一部の不適切な言動が見られ、園もそれを認めた、という旨の報告でした。園は昨年12月に保護者説明会を行い、一連の騒動で不安や心配を与えたことについて謝罪したと聞いております。

今回の案件は、保護者が園児のカバンに入れていたボイスレコーダーをもとに相談が寄せられ発覚したようですが、子どもの育ちを促し、発達を支えるべき保育施設で、保護者が疑いを抱くような行為が行われ、いわば「証拠を元に」発覚するようでは、子どもの心に傷を残しかねません。そこで質問いたします。

①虐待が疑われる相談が寄せられた際、市はどのような対応を行ってるかお聞かせください。

学校現場においては、性暴力やセクハラなどの案件が増え、こうしたニュースが後を絶ちません。わいせつ行為やセクハラを理由に懲戒処分や訓告を受けた公立の小中高校などの教員は、2020年度200人にも上っています。国においては現在、性犯罪の加害者が保育や教育の職に就けないよう

「無犯罪証明書」制度の検討を行っているようですが、あくまで犯罪履歴を元にするものです。

性的な行為を目的に子どもを懐柔することは、「グルーミング」といわれ、3つのパターンがあると言われます。一つは、近所の人などと徐々に仲良くなる「それほど近いわけではない人」、二つ目は親や親族、学校や塾の先生など日頃子どもが信頼をよせている「リアルで近い人」、三つ目はSNSやゲームを通じて徐々に信頼を得て写真を送らせたり、性行為を求めたりする「オンライングルーミング」、いずれも子どもの好意や信頼を利用して近づき、徐々に性的な行為に及んでいくものです。こうした卑劣な行為には「二人だけの秘密」「心配させるから親には言わない方がいい」と相談をさせなかったり、「君も期待していたよね」と子ども自身に罪悪感を抱かせたりする巧妙な支配とコントロールが手法とされます。

特に近年は、SNSを使った被害の相談が増えているようですが、現段階では、こうした行為を阻止できる法律や、知らない子どもにダイレクトに連絡できないようなルールがありません。それどころか、グルーミングによるわいせつな行為などは、被害者が13歳未満であれば刑法の強制わいせつ罪や強制性交罪に問える一方で、暴行や脅迫が伴わないグルーミングは、13歳以上の場合ほとんど罪に問えないという実態があります。

したたかで計画的な「グルーミング」について知り、こうした性暴力に遭遇しそうな時、子どもたち自身が危機感をもって拒否できるようになること、身を守れるようにすることが何よりも重要です。性的虐待や性被害が起こる深刻な事態が頻発する中、全ての児童・生徒への働きかけが必要だと考えます。

加害者の処分や管理職の監督責任、職員への研修については、対応としていつも耳にします。しかし、一番重要な対策は極めて不十分だと思います。そこで質問します。

②学校現場で、性暴力に対する認識と対応を共有するため、一定の学年で全ての児童・生徒に対し「グルーミング」について学ぶ機会をつくるよう求めます。見解をお聞かせください。

#### 4. 公契約について(3点)

近年、国際的には、企業の経営破綻や対応不能による影響で、民間委託への信頼が低下し、この10年で民営化(アウトソーシング)ではなく、再公営化(インソーシング)への動きがみられます。その一方で、日本においては行政組織の縮小と経費削減のため、公共の業務を民間にゆだねる政策が、国を挙げて推進されています。政府によるPFI法や国家戦略特区法などの促進で公共の業務が変容し、民間丸投げになった業務が自治体本来の責務からかけ離れたり、受託企業の撤退でコストが割高になったりする問題も生じています。公契約のあり方は国言いなりでなく、常に主体的に、継続的に検証すべきです。

大分市においては、先の議会で、高崎山自然動物園を市の直営にする見直しが行われました。専門性や安定的な運営を維持するための画期的な見直しであり、評価できる判断だと思います。

しかし、入札不調が度々起こったり、PFIによる大規模で長期にわたる民間委託が拡大したりと、公契約には様々な課題も生じています。昨今の社会的・経済的な情勢の変化も影響し、今後は雇用形態や労働条件、賃金などにしわ寄せが生じることも懸念されます。先ほどの、インボイス制度の影響もしかりです。

この間、公契約については度々質問していますが、税金を使った公共サービスだからこそ、サービスを受ける市民はもとより、そこで働く労働者の生活と権利を守ることは、公共としての責務だと考えます。

2016(H28)年 第1回定例会の総括質問でも、「地元企業と労働者を守るためのルールを定めた公契約条例の制定」を求めました。この質問に対し佐藤市長は、国や自治体などが民間業者に発注する工事や各種業務委託など、いわゆる公契約について、「品質の確保と適正な価格による契約が基本であり、これらの業務に従事する労働者の適正な賃金水準や労働条件を確保することは大切である」との認識を示されています。

しかし実態は、適正な労働条件の確保どころか過酷な労働環境やパワハラ、不当解雇を言い渡されるケースも見受けられ、公契約にかかる労働相談は後を絶ちません。そこでお聞きします。

①市が契約した事業者が廃業することになった際、事業者が労働者に対して果たすべき責務についてどのように考えるか、お聞かせください。

②特に専門的な業務においては、労働者の解雇が業務の質の低下につながりかねません。公共事業としての質を担保するために、事業の継続や引継ぎについて、市として事業者にどのようなことを求めるかお聞かせください。

③下水道管理の受託企業が廃業することとなり、事業者が変更されたと聞いています。公契約を受託した企業として、労働者への適正な対応も行われるべきと考えますが、どのように認識しているかお聞かせください。

## 5. 教育行政(2点)

今年2月、全国の公立小中高校と特別支援学校で、2021年4月の始業日時点2,558人もの教員が計画通り配置されなかったことが、文科省が初めて実施した全国実態調査で明らかになりました。この数は、全体の5.8%に当たる1,897校に該当するとされています。

その後、5月1日時点の集計でも、4.8%に当たる1,591校で2,065人の教員が足りていないという深刻な事態です。

本年4月、大分市内の学校でも「スタート時点から先生が足りていない」との声が寄せられました。確認したところ、6月15日時点でも、基礎定数に達していない学校は9校あり、10名の教員が不足していると聞きました。現場の教員で業務を分担しており、特に教頭や校長などの管理職が様々な業務を引き受けている実態を耳にします。教員不足は本市においても実に深刻な状況です。そこでお聞きしますが、

①新学期当初から教員が不足している実態について、早急な対応が必要だと考えます。見解を求めます。

コロナ禍における児童・生徒のマスクの着用について、この間、国からは様々な見解や通知などが出されました。気候危機、地球温暖化によってこれからの季節、熱中症が命にかかわる深刻な事態を引き起こします。校庭や野外活動、体育祭など集団での活動において、児童・生徒が体調や気分に合わせてマスクの着脱を自由にできることが重要です。今の子どもたちは、皆と違うことをしたり、ひとりだけ目立つことを気にして無理をしたり、気持ちを抑えたりする傾向も強く、現場の声かけは重要です。そこでお聞きします。

②学校でのマスク着用について、児童・生徒が自らの判断でマスクを外せる雰囲気ができるか、学校でどのように声かけを行っているか、お聞かせください。

## 6. 保育行政

大分市においては、子どもを預けないと職場復帰できない、生活が苦しいが働きに出られないなどの声が依然として多く、特に0、1歳児の保育の受け皿は早急に解消すべき課題です。

待機児童解消を掲げ、国はこれまで、保育・幼児教育施設にかかる設置基準の緩和を繰り返してきました。そのことが、保育の質の担保に逆行するという本末転倒の流れも生じさせています。日々の保育活動は、子どもたちの命を預かる仕事であり、幼児期は人格形成の根っこに当たる重要な部分です。

しかし実態は、定員増・保育士不足・コロナ対策と、現場の業務負担は増すばかりです。これでは、処遇改善など進むはずはありません。何より、国の配置基準が実態に即していないことについては、長年多くの保育関係者から改善の要望が出されており、国もその点については十分承知しているはずで

す。小学校においてはコロナ禍を受け、少人数学級の実施が、非常にゆっくりしたペースとはいえ進められることとなりました。一方、保育所等の4・5歳児の配置基準は70年以上も見直されていません。子ども30人に対し保育士1人のままです。園の運営費もこの配置基準を元に算定されていますが、実際には複数担任が当たり前であり、園は独自で職員を加配し、地方自治体もそれを財政的に支援することが必要不可欠となっています。

今議会に、わが会派から同内容の意見書も提出いたしました。全国の保育関係者は、基準見直しの要望を上げ続けています。0歳児3人をひとりで、あるいは4歳児30人をひとりで、安全に保育することが本当に可能かどうか、想像して頂きたいと思います。現行の配置基準では、保育活動の安全な実施は事実上困難です。そこで質問致します。

**⑫現在の配置基準の見直しを国に求めるべきと考えます。現行の基準についての認識も含め、見解を求めます。**